

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年3月5日

鳥取県立中央病院長 千 酌 浩 樹

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県立中央病院タオル等洗濯業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（1年間）

(4) 履行場所

鳥取市江津730 鳥取県立中央病院

(5) 入札書の記載方法

入札金額は、入札説明書に示す洗濯品の種類及び規格ごとの単価（以下「洗濯品単価」という。）に(3)の委託期間における洗濯品の種類及び規格ごとの処理予定数量を乗じて得た額とする。

入札金額の算出に用いる洗濯品単価は、消費税及び地方消費税を含まない金額とすること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された入札金額の算出に用いた洗濯品単価をもって契約金額とし、各月の料金の請求に当たっては、洗濯品単価に1月の処理件数を乗じて得た額に当該額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）により請求するものとする。

2 入札参加資格

本件競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その業種区分がその他の委託等のその他であること。

(3) この調達の公告日から開札日（再度入札を含む）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) この調達の公告日から開札日（再度入札を含む）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) 財団法人医療関連サービス振興会の認定する寝具類洗濯業務に係る医療関連サービスマークを受けており、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の14に定める基準に適合している者であること。

(6) クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第3条第2項及び第3項の規定に適合している者であること。

(7) 令和2年4月1日から令和7年3月31日までの間に、一般病床数200以上の病院から受注したタオル等洗濯業務を12月以上継続して履行した実績を有する者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立中央病院事務局経営戦略課

4 入札手続等

(1) 入札の手続き及び仕様に関する問合せ先

〒680-0901 鳥取市江津730

鳥取県立中央病院事務局経営戦略課 物流企画・管理担当

電話 0857-26-2271 (内線 2775)

電子メール chuoubyouin@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格審査に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、令和8年3月5日(木)から同年3月12日(木)までの間にインターネット上の鳥取県立中央病院のホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/chuoubyouin/>)から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

令和8年3月5日(木)から同年3月12日(木)までの日(日曜日、土曜日除く。)の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

不可とする。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年3月18日(水) 午後3時

イ 場所

鳥取市江津730 鳥取県立中央病院 7階会議室1

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、次に掲げる参加表明書及び2の入札参加に適合することを証明する書類を作成の上、令和8年3月12日(木)午後5時までに4の(1)の場所に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(1)の書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として洗濯品単価に1の(3)の委託期間における洗濯品の種類及び規格ごとの処理予定数量を乗じて得た金額に当該額の10パーセントに相当する額を加算した金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程(平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「財務規程」という。)第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第112条第4項の規定の例により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び財務規程、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した案件を履行できると鳥取県立中央病院長が判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 鳥取県議会令和8年2月定例会において本件業務に係る予算が可決されたときに落札決定を行うこととし、また、予算が否決されたときは、落札決定（契約の相手方の決定）を行わないものとする。